



創 立 1993年12月1日
 事務局 〒286-0106 成田市取香 500
 ホテル日航成田
 TEL 0476-32-9544
 FAX 0476-32-5548
 例会場 ホテル日航成田内
 TEL 0476-32-1144

成田コスモポリタンロータリークラブ週報



2019～2020年度 国際ロータリーテーマ
 ロータリーは世界をつなぐ

【 会長 マーク・ダニエル・マローニー 】

成田コスモポリタンRCターゲット
 「みんなで輪をつなげよう」

〔会長：奥村 國雄〕

第 1265回 例会

令和元年11月27日（水）

《 外部講師卓話 》

- ◇ 点 鐘 奥村 國雄 会長
- ◇ ロータリーソング それでこそロータリー
- ◇ 四つのテストの歌 吉岡 正之 会員

◇ お客様紹介

丸山・関 総合法律事務所 関 雄作 様



◇ ニコニコ BOX

・萩原 康宏 会員

《昨日、温泉空の湯の建築確認をして頂き、OK が出ました。まだ他にいくつか立ち入りがありますが、開業に向けて着々と準備を進めております。》

◇ 会長挨拶 奥村 國雄 会長

皆様こんにちは。本日は卓話で弁護士の関雄作様をお願いしております。後ほど、関様宜しくお願い致します。

さて、ロータリー財団から寄付者 8 名の会員の方の明細がメールで送られてきました。これは地区記念大会の時に地区のロータリー財団ポリオプラス委員会が



来ていて寄付されたと思われま。参加人数に貢献し、プレイ代金、参加費、そして寄附金がプラスされたということで、大変申し訳なく思っておりますが、クラブの寄付金の金額が上がりました。ただただ、感謝するばかりです。ありがとうございました。

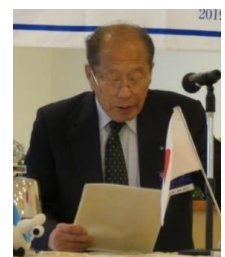
話は変わりますが、先日ヤフーと LINE の経営統合が発表されました。経済的なことは非常に難しく私にはあまり理解できませんが、LINE の活用について、私も今それなりに使用しております、その話をさせていただきます。個人的な情報の交換は当たり前ですが、私の場合は家族やお囃子のメンバーに LINE を使っています。家族では東京に 2 人いて、自宅に 3 人いますが、一族の冠婚葬祭とか、誰か特別な事があった時に 1 つの家族のグループに 1 回報告するだけで情報の共有ができるわけです。お囃子のメンバーも 30 人程いますが、2 人程はスマホを使っていないので全員にはいきなりませんが、ほとんどのメンバーに 1 つの連絡でイベントへの参加、時間や集合時間を一瞬で送れるわけです。それを活用し始めてから、本当に楽になりました。何人かで手分けして連絡していたものが一切する必要がなくなりました。最近ではある議員の後援会の事務局を一緒にやっている方がいるのですが、選挙の場合は特に、明日集まろうとか今日の夕方集まろうということがあって LINE を使っています。昔の選挙と比べると情報の共有・連絡がスムーズにしています。

すでにかなり使われていると思いますが、いろんな場面でこれが使われていくと思います。若干調べさせて頂きましたが、LINE だけではなくてフェイスブック・ツイッター・インスタグラムなどありますが、日本ではアクティブユーザー（登録者ではなく実際に使用している人）の数は LINE がトップで 8100 万人、2 位がツイッターで 4500 万人だそうです。世界では 23 億でフェイスブックが断トツだそうです。

こういった話をさせて頂いたのは、これからロータリーも SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)のようなシステムを活用化していくことになると思います。各 SNS が全て同じ役割を果たしているわけではなく、それぞれ得意な部分があるようです。その辺を、精通していらっしゃる、特に若い方、会員の中では多いと思っておりますので、今後その方たちからもいろいろな意見が出てくると思います。それにも対応していかざるを得ない時代に当然なっていると考えますので、その際は皆さんにいろいろご意見頂きながら運用していくことになろうかなと今感じております。まとまりませんが、以上、会長挨拶とします。

◇ 3 分間スピーチ 金井 浄 会員

「不寛容」についてお話ししたいと思います。比較的均質の民族で、同じ価値観を共有する度合いが高い日本では、集団の中で価値観の異なる人っていうのは生きにくい。不寛容化した社会の深刻さは、価値観の多様性というブレーキが利きにくい。自分を棚に上げた正義感が突っ走ってしまう傾向があります。典型的な例は左翼です。口汚く他人を非難する一方、自分は「神のごとく正しい」正義の権化である如く振る舞っております。原爆が一発もない日本で「原爆反対」を声高に叫びながら、中国や北朝鮮での原爆実験には一言も声を出さない、こういう異様さがあるわけです。左翼ならずとも、学校でのいじめ問題、政治での反対党による問題追及、風評被害、喫煙に対する処遇、その他諸々があります。「ゆとりのある社会」はある意味で「寛容な社会」ではなかろうかと思っております。「ゆとりのある社会」を目指して、我々は頑張りたいと思っております。



◇ 委員会報告

◎ 吉岡 正之 ゴルフ担当

12月18日のクリスマス例会の親睦ゴルフコンペの件ですが、申し込みの締め切りが明日となっておりますが、まだ10名程しかお返事頂いてないそうですので、ご返信の方をお願いします。藤崎会員のご厚意で、久能カントリークラブに7組ほど枠を取って頂いているそうなので、是非とも皆様ご参加下さい。よろしくお願ひ致します。

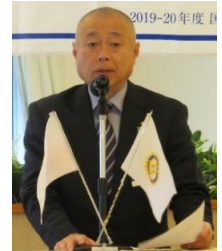


◇ 幹事報告 高木正尊幹事

■回覧：無し

■例会変更：無し

■その他：12月4日（水）年次総会がごございますので、クラブ計画書をご持参の上、ご出席をお願いしたいと思います。また、年次総会が終了いたしましたから、12月の役員理事会がごございますので、該当の役員理事の皆様方ご出席をお願い致します。



卓 話 「企業戦略とリスクマネジメント」



丸山・関 総法律事務所 関 雄作 様

皆さんこんにちは。ただいまご紹介にあずかりました弁護士の関と申します。本日は私の簡単なプロフィールや夢についてお話しさせて頂いた上で、メインは①情報の取得と従業員の引き抜きについて、②始業時刻前の掃除・朝礼、③契約書の意味というところをトピックにテーマを進めていきたいと思っております。

私は千葉市の幼稚園・小学校を出まして、中学・高校は愛媛県で男子校の寮生活をしていました。その後、中央大学の法学部に入り、上智大学の法科大学院を出て、千葉市にある法律事務所に5年程勤務したのちに独立し、現在は丸山・関 総法律事務所の弁護士をしています。妻と男の子が3人おります。趣味は音楽・映画・ゴルフなどとなっています。私の夢は途上国に日本の経営者が関わる学校を設立することと日本の労働生産性を向上させる事に貢献したいと思っています。企業と関わる事が多く、ちょうど働き方改革の話や、労務の話をご相談頂くことが非常に多く、やはり労働生産性の日本の低さを高めていくにはどのようにしていけばいいのかということを考えながら仕事をさせて頂いております。

まず、①情報の取得と引き抜きということですが、例えば中古自動車販売の会社があり、その会社の非常に優秀な従業員が顧客情報をパソコンからプリントアウトし、同じ会社の優秀な人材を引き抜いて独立し、営業を始めました。このケースの問題点はどんなところにあるか、お近くの方とご検討して頂ければと思います。

【意見】・顧客の情報を持ち出しているのは問題。

犯罪なのでは？

・引き抜きに関しては問題ないのではないかと。

いろんな意見が出たと思いますが、このケースの場合は確かに従業員に問題があります。何が問題かということ、情報を持って行ったことが問題なのではなく、紙にプリントアウトして持って行っているのが、紙の窃盗罪になります。情報は窃盗罪の対象にはならないのです。笑ってしまうような話に感じてしまうかもしれませんが、過去の司法試験に出ている



ような問題なのです。実際の犯罪の軽重っていうのは、紙 1 枚の価値であれば軽いかもしれませんが、紙に情報が乗っかっていますので、価値のあるもの・財物として考えられるということになります。ですので、この従業員は刑法犯、窃盗犯として刑事罰の対象となる可能性があるという事です。では、頭の中に入れていったもの、もしくは今は携帯電話で簡単に写真にとる事ができますが、これはどうでしょうか。これは犯罪にはならないのです。ということは、経営者が自分たちで努力をして情報を守っていく必要があるという事になります。また、顧客のセンシティブな情報が外部に流れてしまったということになると、会社の責任という話になりえてしまいます。情報漏えいがあったという評判によって、会社の評価が下がるリスクの事をレピュテーションリスクといいます。情報の管理が重要ですが、中小企業ではなかなかそこにコストをかけるというのは難しくなってしまうかもしれません。重要性があるという事や、情報窃盗にはならないという事を 1 つ頭に入れておいて頂けたらと思います。例えば顧客情報は企業秘密だという会社もあると思いますが、不正競争防止法という法律があり、そこでの秘密に該当する場合はその情報を使用する事に対して差し止め請求をしたり、損害賠償請求をしたりすることができます。ただし、不正競争防止法上の秘密に該当するためには全ての従業員が閲覧できる情報であってはならないということになっています。例えば一定の人しか鍵を持っていないロッカーに入っている情報だと秘密に該当する可能性が高くなっています。今は鍵のかかるロッカーで情報を管理している会社は少ないとは思いますが、パソコンで閲覧するという場合はデータに一定の人しか閲覧できないようにパスワードがかけられていると秘密に該当する可能性があります。先ほどラインの話に情報共有が大変便利になったという話がありましたけれども、一方で誰からも情報を抜き取られやすいということにもなりますので、それをしっかり管理をするということが重要になってくるということになります。そして、引き抜きに関しては大正解でして、憲法上職業選択の自由がありますので、その従業員の自由ということになります。ですので、会社として従業員が引き抜かれないようにするためには、従業員の満足度（金銭面や心の面）を高めて、選ばれる企業になっておく必要があるということです。ただし、会社の役員の場合は話が違ってきます。雇用契約ではない、委任規約上の義務が発生しますので、もし役員期間中に何らかの働きかけをしているような場合は損害賠償義務の対象になるというケースがあります。いずれにしても、そういった事にならないように環境を整えておくということが非常に重要ということになります。

次に②始業時刻前の掃除・朝礼ということで、午前 8 時 30 分に掃除、午前 8 時 45 分に朝礼、午前 9 時始業という会社があったとします。この掃除や朝礼については特に就業規則や内規はありません。この会社に対して従業員から未払い賃金の請求を受けることはないでしょうか。また、ロータリーはじめ、いろいろな事業者の集まりがあると思いますが、始業前や後に従業員が参加しているという場合、未払い賃金の問題が発生するか、この点をまたテーブルでご検討して頂けたらと思います。

【意見】・8 時 30 分の掃除から賃金が発生するのは？

・会社からの指示があったかどうか。従業員が自主的にしていることであれば発生しない。

実は全部正解です。なぜかといいますと、今の私の説明では判断できないのです。まずポイントとなるのは、法律上でいいますと指揮命令があったかどうかという風に言ったりします。指揮命令関係がある時間帯の事を労働時間といいます。この会社では就業規則や内規がないので、少なくともこの規定上にはないということになります。しかし、黙示のうちに指揮命令関係があったという風に評価されるケースもあります。例えば、掃除当番表があったり、「他の従業員はみんな早く来て自主的に掃除をしているのに、1 人だけぎりぎりに出社してくる人がいるから、ボーナスの査定で下げる」といった人事評価の査定に影響があるというケースです。細かい人事評価制度を入れている会社と、そうではない会社とあると思いますが、賞与に関する細かい規定を設けていなければ、掃除をしている

かどうかを評価項目に入れているかどうかはわからないので、判明するケースは少ないかもしれませんが。しかし、例えばユニオンに入られて、ユニオンの見解として賞与に関しては全部平等にしると主張するのが一般的ですが、当然人によって金額を変えていくよっていうときは、評価方法を教えると言われるわけです。その時に素直に教えてしまったときはそういう問題が顕在化してくるということがあります。経営者の立場から言うと自主的にやっているという状態にできるのであれば、労働時間に含まれないが、いかに始業時刻が始まってからの掃除でも大丈夫な環境を整えるか、自主性で掃除をするというマインドを育てていくか、その二つのどちらか選択してやっていく必要があるということになります。また、例えば朝礼に社長や店舗責任者などが来ていて、その日の労働に不可欠な重要な説明をしていると指揮命令下にあるという方向になっていきますが、そうではない場合は労働時間には含まれないという判断になることもあります。ただ、最もリスクが少ないのは、全部始業時刻より後にやるということです。それまでの会社の慣習もあるでしょうから、どのように変化させていくのか、変化させないのであれば、リスクを考えて環境を整えていく必要があるというのがこの問題ということになります。事業者の集まりに参加することも、実際に裁判になっているものがあります。基本的には同じで、指揮命令下にあるかどうかですが、これは様々な裁判例・最高裁判例があつて指揮命令下の評価基準というのものいろんなものを考慮していくわけです。なので、どういう伝え方をすれば、労働時間という風にならないかどうか、これを知ったうえで指示を出す時もこちら側に有利になる形の証拠が残るようにちゃんと指示を出していくということが極めて重要だということになります。

では次に③契約書の意味です。この中で契約書を交わしたことがないという方は多分いらっしゃらないと思うのですが、その契約書というのはどういう意味があるのでしょうか。なぜ契約書を準備するのか、契約書がなかったらどんなことが起こるのか、契約書がないと成立しない契約はあるのか、捺印がないと契約は成立しないのか、そのことについて、周りの方とご検討して頂けたらと思います。

【意見】・仕事をきちんとやらなくても文句をいえない

・細かい事がわからなくなってしまう

なぜ契約書を用意するのかというと、何か問題が起こった時のために用意するのが契約書です。日本の法律では契約書がなくても契約は成立します。しかし、紛争になったときに証明できるかどうかは別の問題です。ただし、補償契約に関しては民法の法改正によって書面がないと成立すらしません。印鑑はどうでしょうか。民事訴訟法の中に「私文書は本人またはその代理人の署名または押印があるときに真正に成立したものと推定する」という規定をもとに皆さん印鑑を押しているということになります。外国には印鑑という文化はないので署名があれば、捺印がなくても成立します。実印がなぜ特に不動産取引などで重宝されるかということ、役所で本人確認をして印鑑登録をし、本人がいかないと取得できない印鑑証明書というものを添付させるということは、間違いなく本人が契約したという理屈だけなんです。ですので、別の形で本人が取り交わしたものを証明できる環境を作っておけば、それで足りてしまいます。たとえば電子メールでしたら誰から送られてきたものかわかりますので、その書面は契約が成立しているという立証に活用できます。ただ、問題なのはその電子メールを送ったのが違う人かもしれないので、間違いなく本人だという連絡を他のことで残しておくことで契約が成立するということになります。例えば Amazon で本を買うとします。これも契約が成立したことになりますが、署名捺印はしていません。なぜならばログインをすることで本人確認をしているということになります。これからはそういう風な時代の流れになるかもしれませんが、大きな会社の取引はやはり契約証明というのが重要になってきますので、どういう準備をしていくかということが重要になります。

まとめですが、会社を経営していくとなりますと、収益が出ているか、債権が回収できるのかどうか、事故があった時に損害賠償をどうするか、従業員とのトラブル（労災、未払い賃金、セクハラ、パワハラ）などいろんなリスクがついてまわります。これらのリスクがゼロになることはありませんが、リスクを減少させたり、適切な保険に入るといことで安心して経営していけるという状況です。また、新規の事業の場合はリスクの計算をして、思わぬリスクにはまらないようにしていきながら会社を進めていくということがとても大切になっていきます。皆さんインフルエンザの予防接種を受けていると思うのですが、病気と同じで法律上のトラブルも予防が最も重要ですし、安上がりで、手間もかかりません。もし病気になった時は早期の対処が重要ですが、法律上のトラブルもトラブルになり始めている時に早めに相談するのがいいです。重篤な状態になってからでは、やれることが少なかったり、そもそもその手術自体にリスクがあるということがありますので、是非もちろん私じゃなくて結構ですので、周りに信頼のできる弁護士の方がいたら、早めに相談に行かれることをお勧めしたいと思います。ご清聴ありがとうございました。



◇ 点 鐘 奥村 國雄 会長

*11月29日に野球納会が行われました。



◇ 出席報告 *メーキャップは前後2週間です。

	日付	会員数	免除	出席	欠席	M U	出席率	補正出席率
前々回修正	11月13日	72名	5名	38名	27名	5名	/	61.43%
本日例会	11月27日	72名	5名	33名	33名	4名	52.86%	/

・成田コスモポリタンロータリー・クラブ事務局

〒286-0106 成田市取香 500 ホテル日航成田内 TEL/FAX 0476-24-5044

・例会場 ホテル日航成田内 TEL 0476-32-1144 FAX 0476-32-0022